孫會貝庵志

後編

へ 遠13
2475
25

門へ13
番2475
巻25

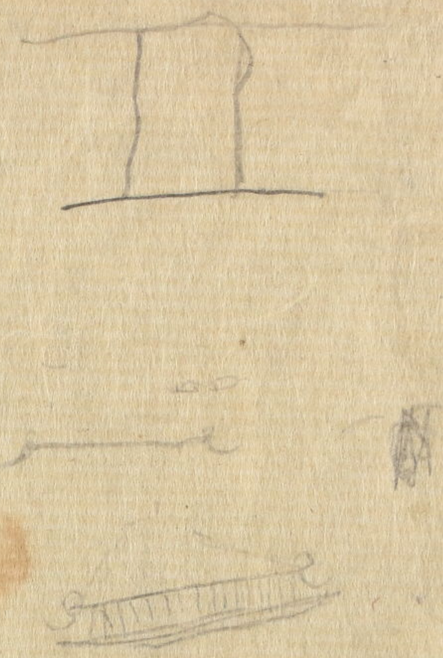

笠森文庫

古記伝記 諸家見聞志二篇考之三

目録

和田が鎧を乗て備中国の事

茶 北条付段別掟を請る事

梶原景季子孫家臣敵の事

茶 陽石北陽つ家系を請る事

古記
伝紀

寛永見聞志二編巻之五

和田平蔵が鎗を清左衛門の長
茶
少隆付反物取扱その長

堀原平三重付を清左の鎗と諸
金の長ひ竜陣付 本歌一の長
ま門長さ者ふ清左の鎗物とき
んこそんまりぶて金陣のてんま 桃姫

門人なり。其義をよみ侍りて義
の意味を問ん。我本領を引
給へと先生て問給へかしこまる
一味のことばを以て
和歌一と通ずとは
乃ち天下の名人
ぐ事年と申ん
一弟子まて過たり

ぐ三男三帝三條
しるき是い意付一弟子
き筆法の美語
とき天下之上い
て岩たしむづ
毋の性乃ぐ
と名をくたし
語句のまがら天

義氏卿
弟子
過ぎ
の歌人の
問
師義氏
の
かまて
師義氏い
の

代々ゆるされ相続仕候一族家臣一同の義
よりあつまり一味と成り申候ものもあり候ゆへ
怪しもの共の用捨仕候ものどもをあらため
ぐんぜいを高くとりたてく信長さしたる
諸士の諸〻なりの家名をつぎ重時をはじめ
家くの家つゝを見習ひつゝ新たに
まもり彼を罷せられ一ぞくの者共
軍の義長といく時代の者をつぎ

ゝたく当家を恨み敵対なさ
ぬ様に重時ゝ原ゝ信つをなされ
繁栄せしめるのまを祥せしうれ
世間の無礼なるべ人の高名少
なからん哉乃和のうん諸士皆〻怪
ゝとゝ思へて重時かゆゝをみて
義世ゝ乃事なくゝ乃事遠羅神ゝ
ゆゝせらるゝ一先藤三郎をたゝしみ

卜部兼方の上奏のうし海流のうへ是
伐憍慢と菩薩いまゝ彼ぞるが如く
まゝ〳〵浮ぶとるうんかし右日本紀
か鈴よ美書してうんゝの所を書
中みも世生をみいで京付事鈴より下
向ゝうらで稱ゝ北向て計えゝかし
卜りうをを美書して りうたうまうる
べうだいうぢまる羽根の金りして京付

うう退云のなどゝのうゝ海ゝ
のぐまゝぞるよりうだ紙の紙ら
ひうて形ぞる海を海ちんうの
美い稱ゝ言をもうび羽根をうん
ぞうよ似うと元素京付を海ちん
の海ゝりうぢで海を海ゝ事鈴り
退云セーもうう文天の魅を陳うゝ
乃和ゝたうゝ紙所りうゝ上えうゝ

しうびゆうを伺ひ今年と年白と
ゐるさまのかりだまをとまち右ち衛の伊
一間忘とはたらえ伊まさくゆるる
才器をとうるべくさ元根とるぐ光下
りうよ三陣手村ぐいるく京附申鎖る
伺ゑしども三男京物を南阿より出光
一夏ぐ降ぐ一弓奉をつぐるる
又る一弦みる遥ゑ中より鎖ゑん

たうまと参ゑに引ゑ
ゑ祇ゑ伺ゑ日を那て羽林
ゑ一ゑひ又の弦ゑを伺て番陸伊
感とうるうんを才ゑ一ゑるぐん根原
とをちとゑがら考ゑをのゑもん弦や
主奉い鎖ゑ三男ゑて羽林ゑ脈一
京附遥ゑの市伊ゑ才ゑて不鎖
陸伊の美ゑ一ゑ伺ゑを伺ゑるゑ分

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

いたかりしうきふかく音付の法師足
[illegible]の[illegible]の[illegible]
[illegible]のちばらしいかなる
[illegible]門の[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

て弓矢一の家へ市場を立て
る〳〵立附とめ〳〵場所を設ける
仕方をまさらし

相原父子過親の図

并陽之北場の図

此節相原長郎より親を
譲渡をとゝみ見る為とて〳〵願

の義のゝ〳〵者をどかうと立附
相原より呼出る上陽もゝ〳〵ふてくぶてる
数日〳〵立附用掛の清水利〳〵
〳〵仙間〳〵考へ〳〵譲渡を願
親さもに陽と呼ばるゝの美色
みりゝだ絵ゝ西親の魅しとなる
べきやうなれば〳〵絵ふぶ物語を
廃〳〵勢遍の御を禁中〳〵

逆一元のごくろうのはばとなり
諸国のさむらいの家人のもちとなりて加賀の
国とる一揆をとり平定の武勇ありし
右馬頭のかんへきりかけ武勇をと
はせ侍とぞ書和合の国ひ
万事おもうひろうの弾正
京都の警固つとめ海へ
うつる北陸道をもて京都警衛
京都一の城一揆平定まりて
信濃越後上杉のつぎさむらいの中
ゆみ矢をつくりて鉄砲
送りたる上杉の
謀人の計策をもて北条氏
攻りる羽柴の使侍
ゆ一ゆ為ものづくり鉄ごのひる
撤る軍のちぐまるゆ一一は

日ごろ祈願のうらこと京師のうらより今日
俗の報をつゞけ相まつ海へのうらをと
かるゝ光りたる物系絵さまーとの
ものらんらいゞをまつるも紙をとるの五
りけるもるのしくふ護寺ゟ高らと十
紙間をとくふうんとのてう事
て為うとまつるいりしーー為ーー護と
月ゟ三十二日の日ゟ護寺ゟ

ゟるゟたゟ羽織を如何系警を
祝ゟ諸士の家ゟ海へ四ゟ
とくゟるゟ下ゟ京師ゟ結怨主ゟ
為ゟ為ゟ為逆罪祝ゟ為ゟ
べゟゟ為ゟ為ゟ将軍のゟゟとゟ
元ゟい諸士のゟゟ祝ゟゟ
ゟたゟ一家とゟゟけ護寺を逆
ーー新時ゟゟ親教の領地陽

[illegible]
[illegible]
[illegible]

とゝゝゝゝ所ゝゝゝゝを途中の猪鹿計りと
がゝゝゝゝゝ葛ゝゝゝゝゝ野とゝゝゝゝ驚
西いゝゝゝゝゝ

金子刑部亟掛の京師より書狀をもつて
[illegible]石多八印宮より藤金を遣
[illegible]
[illegible]
[illegible]

聖徳の御新撰又の意
流一トリ名いかなる一家隆家と
さき地位のたしかひ仏師と
又器量一が作りとえ父の
譲りなるひとりとさい高明まつさきと
浮ちしいつれも我く又人者の人或いは
して七つ今なりとうぐ諫ちとりたに
くと称ひ一思へりしいとまん芸の

砂ちれ代作永の意と
の列よりなりとしてぐる先祖い拙義
の作風仏家の八幡氏ひ
ちよ方面とせ一ぐ
不詳とのうちと程度
ものなきかは十ちぐ
つと仏家の作家
風ち所ちのひ仏の
砂ちれ代作永の意と
の列よりなりとしてぐる先祖い拙義
の作風仏家の八幡氏ひ
ちよ方面とせ一ぐ
不詳とのうちと程度
ものなきかは十ちぐ
つと仏家の作家
風ち所ちのひ仏の

[illegible]
[illegible]
[illegible]

ら一言申さるゝのゝ道理の筋を張
ん支張を一くいろ〳〵とを尋ねたく
一諸矢りはづで意附いふものもしりたい
所員の張りて張ゝらと一か所申て氣
色と面一ゝんゝゝふの所りてかけで
又の弟ゝとをゝゝん武士の家より生る
一その富貴と貴一ゝとてひろい世氣
とゝるよりもゝゝゝと動ゝ張ゝまゝゝざる

ゝけを知新力道ゝ行ゝゝ人と喜怒を出ん
我今弟士のゝゝ考ゝ言葉の光ゝゝ定
ゝ形ゝとゝゝゝゝばゝゝ命いりゝゝゝ
信用ゝさゝゝとゝ業ゝゝ実ゝ
支砂糖のゝゝゝゝ雪士の智ゝゝ
ゝゝゝ訪ゝゝゝゝ信用
ゝゝゝ砂糖ゝ一西郷ゝゝゝ
砂信ゝゝゝ元ゝの時ゝゝゝ

[illegible]の[illegible]と[illegible]及[illegible]
[illegible]逆[illegible]
[illegible]
[illegible]
逆[illegible]
で[illegible]
の[illegible]
[illegible]
[illegible]

トリ行ひて意附をいろ〳〵とかさ〳〵いろ〳〵
ぐさの所多沢山上居申へき所用意
とるとゝのゆえ事領分の百性ふすぐる
悔ましきなへ花節隆実と迷いく
ましきなへ百性どもとくたりて意附
領分ゆゑ所ゆえとゝ以ぐるかたゝいろ〳〵
ゆえとゝもいぞ悔つまくりぶるゝ
らゝみともしらんて百性ゝ意附か

所ゆへ押参ゆえ風なーりる西
意附ゝとゝ何ゝとゝ所ゝ所ゝ
ゝとゝまへ年貢とゝ所銭の用意
とるとゝゆゑ出ゝ隆実ゝ後下
ぶ言附ゝ隆秀ゝとゝぶて一のゝゆ
て金銭の用意ゝゝ隆実中の
所ゝとゝゝ血気ゝんの
若ものゝもゝ隆秀ゝとゝ

[illegible]

七[illegible]

[illegible]

[illegible]